

家城小学校いじめ防止基本方針（令和8年4月2日改訂）

津市立家城小学校

1 いじめに対する基本的な考え方

（１）いじめの定義

いじめ防止対策推進法では、「いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている。

また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要であり、教職員はその判断を組織的に行うため、ささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、抱え込まずにすべて当該組織に報告・相談し、その情報は整理して記録し、情報の集約と共有を図ることを心がけなければならない。

（２）学校としてのいじめ問題についての考え方

いじめについては、「どの子どもにも、どの学校においても起こり得る」ものであることを十分認識するとともに、特に、以下の点を踏まえ、適切に対応することが必要である。いじめ防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう学校の内外を問わず、いじめをなくすことを目標に推進する。

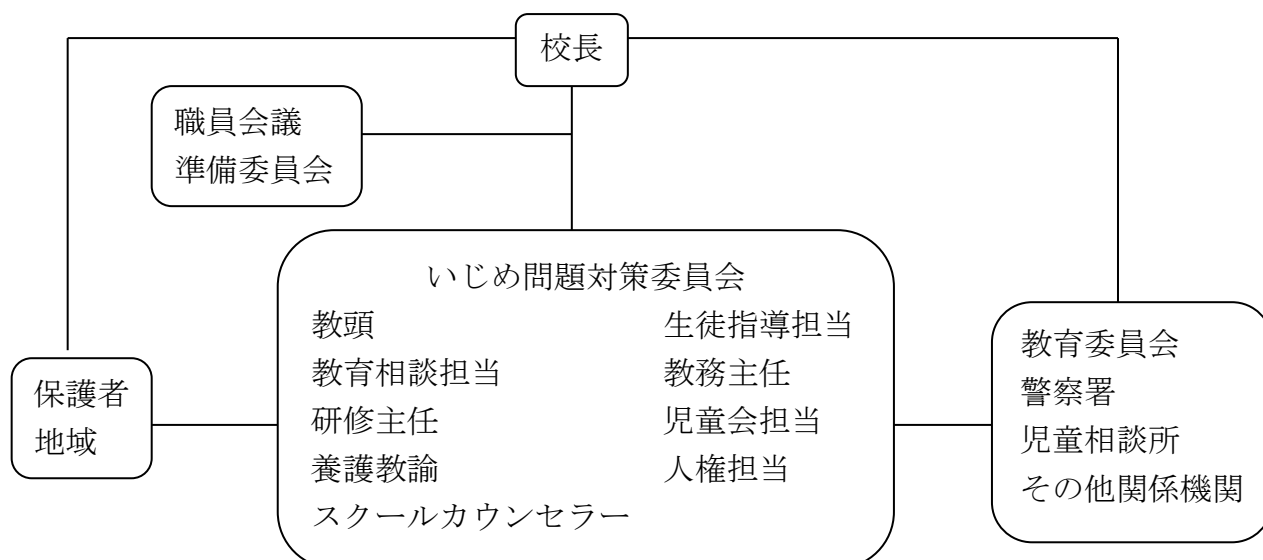
- ア 「弱いものをいじめることは人間として絶対に許されない」との強い認識を持つこと。
- イ いじめられている子どもの立場に立った親身の指導を行うこと。
- ウ いじめは家庭教育のあり方に大きな関わりを有していること。
- エ いじめの問題は、教師の児童観や指導のあり方が問われる問題であること。
- オ 家庭・学校・地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが必要であること。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

（１）組織の名称

いじめ問題対策委員会

（２）組織の構成



(3) 組織の役割

いじめの防止のための取組や計画の作成・実行・検証をする。

いじめを発見した場合、関係機関と連携し、早急に対応する。

家城小学校いじめ防止基本方針の策定・見直しを行うとともに、いじめを始めとする児童指導上の諸問題等に関する校内研修を行い、全教職員の共通理解を図る。

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、家城小学校いじめ防止基本方針を学校ホームページで公開するとともに、いじめ基本方針の内容を入学時・各年度の開始時に、児童、保護者、関係機関等に説明し、学校と家庭、地域が組織的連携・協働する体制を構築する。

3 いじめの防止等の対策のための具体的な取組

(1) いじめの防止

ア いじめについての共通理解

(ア) いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、全教職員の共通理解を図る。

＜具体的ないじめの態様＞

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 など

(イ) 児童に対しても、日常的にいじめの問題についてふれ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成していく。

(例 何がいじめなのかを具体的に列挙して目につく場所に掲示する等)

イ いじめに向かわない態度・能力の育成

(ア) 学校の教育活動全体を通じて、児童の社会性を育むとともに、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、お互いの人格を尊重する態度を養う。

(イ) 児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

ウ いじめが生まれる背景と指導上の注意

(ア) いじめ加害の背景に様々なストレスが関わっていることを踏まえ、一人一人を大切にしたい分りやすい授業づくりを進めていくこと、児童の人間関係を把握して一人一人が活躍できる集団作りを進めていくことが求められる。

(イ) ストレスに適切に対処できる力を育むことも大切である。

(ウ) 教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、いじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

エ 自己有用感や自己肯定感を育成

(ア) 全ての児童が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、子どもの自己有用感が高められるよう努める。

(イ) 自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを

積極的に設ける。

オ 児童自らがいじめについて学び、取り組む機会の設定

(ア) 児童自らがいじめの問題について学び、主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取組を推進する。

(イ) その際、全ての児童が取組の意義を理解し、主体的に参加できる活動になっているかどうかをチェックするとともに、教職員は陰で支える役割に徹するよう心がける。

カ 学校アンケート（年2回実施）で、いじめの発生状況について確認する。

(ア) 児童アンケート「学校は、いじめがなく、安心して過ごさせていますか」、保護者アンケート「学校は、いじめなどのない楽しい学級づくりに努めていますか」の達成度を確かめる。

(イ) 児童アンケート実施時に、児童一人一人から個別の聞き取りを行い、確認する。

(2) 早期発見

ア いじめの実態を把握するための取組

(ア) 日常的な児童への目配りや生活ノート(連絡帳)等のやり取りを通して、交友関係や悩み等の情報の把握に努める。

(イ) 学期に1回以上の生活アンケート(いじめアンケート)調査や教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組む

(ウ) 抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備するとともに、保健室や相談室の利用、電話相談窓口について広く周知する。

イ 保護者との信頼関係を確立することで、家庭訪問や家庭連絡等を通して、児童の情報交換ができるようにする。

(3) いじめに対する措置

ア いじめの発見・通報を受けたときの対応

(ア) いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。また、「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。いじめの疑いがある行為には、早い段階から適切な関わりを持つことが必要である。いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保することも必要である。

(イ) 発見・通報を受けた教職員は、「いじめ問題対策委員会」で直ちに情報を共有する。その後、当該組織が中心となり、速やかにいじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って津市教育委員会、被害加害双方の保護者に連絡する。

(ウ) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるとき、学校はためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報する。

イ いじめられた児童又はその保護者への支援

いじめられた児童から事実関係の聴取を行う。家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、いじめられた児童の安全を確保する。いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう必要な措置をとり、環境整備を図る。状況に応じて外部専門家の協力を得る。

ウ いじめた児童への指導又はその保護者への助言

いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合、学校は複数の教職員が連携し、必要に応じて外部専門家の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。事実関係が確認できたら、迅速に保護者に連絡し、保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

いじめた児童へは、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。いじめの状況に応じて、特別の指導計画による指導のほか、関係機関との連携による措置も含め毅然とした対応をする。

エ いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。また、はやしたてるなど同調していた児童に対しては、いじめに加担する行為であることを理解させる。学級全体には、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる指導をする。

いじめの解決とは、加害児童による被害児童に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害児童と加害児童を始めとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。

オ ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置を取る。その際、必要に応じて関係機関の協力を求める。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていく。併せて、ネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取り組みについても周知する。

カ いじめの解消

以下の2つの要件が満たされている状態であり、必要に応じて、他の事情を勘案して判断する。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

キ いじめの認知件数が零の場合について

「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の集計過程で、いじめの認知件数が零であった場合は、当該事実を児童生徒や保護者向けに公表し、検証を仰ぐことで認知漏れがないか確認する。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

- ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。
- イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いが認められるとき。

(2) 発生時の対応

- ア 重大事態が発生した場合、津市教育委員会を通じて津市長へ事態発生について報告する。
- イ 調査の主体、組織、方法等の指示を津市教育委員会から受け、「いじめ問題対策委員会」を中心に調査を行う。
- ウ 必要に応じて、津南警察署、津市こども総合支援室、中勢児童相談所、津市青少年育成市民会議等の必要な関係機関や組織に調査への協力要請を行う。
- エ 津市教育委員会が調査の主体となる場合は、津市教育委員会に設置された附属機関が行う。

5 保護者、地域等との連携

(1) 保護者の役割

保護者は、子どもの人格形成に第一義的な責任を有しており、いじめの問題の解決のために極めて重要な役割を担っている。いじめの問題を解決するためには、各家庭において、いじめの問題の持つ重さと保護者の教育的役割の重要性を再認識することが強く求められる。

家庭は、何でも率直に語り合える深い信頼関係で結ばれた親子関係によって支えられた、子どもにとって真にやすらぐことのできる場所でなければならない。そのためには、子どもの日常生活に十分に目を配るとともに、子どもと一緒にいる時間や話す機会を持つなど子どもを理解しようと努めることがまず大切である。また、狭い尺度で子どもを評価せず、広く大きな視野から子どもの成長を温かく見守り、その子どもの持つ特性・個性を十分に伸長するよう、手を差しのべていくことが必要である。

(2) 地域の役割

ボランティア活動や地域における行事等に親子で積極的に参加することによって、共通の体験を通じて親子の絆が強まり、信頼関係が深まるとともに、子ども自身の生活体験や人間関係がより豊かなものとなることやルールをきちんと守ることが期待される。

さらに、これらの行事への参加を通じて、地域における保護者同士の連携の強化や、子育てに関する情報交換等の効果も期待される。

(3) 学校・保護者・地域が一体となった取組

いじめの問題については、問題を学校のみで解決することに固執することなく、必要に応じ家庭や地域と共同して解決を図る姿勢が重要である。学校と家庭・地域との間には、児童の豊かな成長発達を中核に据えて、真の連携協力関係が築かれることが大切である。したがって、学校においては、「開かれた学校」の観点に立ち、日頃から、学校の活動状況等について家庭や地域に対して理解を求める工夫を行うとともに、いじめの行為やこれに関連すると思われる児童の学校外における行動等に関し学校に寄せられる情報に対し、誠意のある対応を行うことが必要である。